

武蔵野市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (30年1月1日)	歳出額 A	実質収支 人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 28年度の人件費率	
29年度	人 144,902	千円 63,809,604	千円 2,861,157	千円 8,887,148	% 13.9	% 13.1

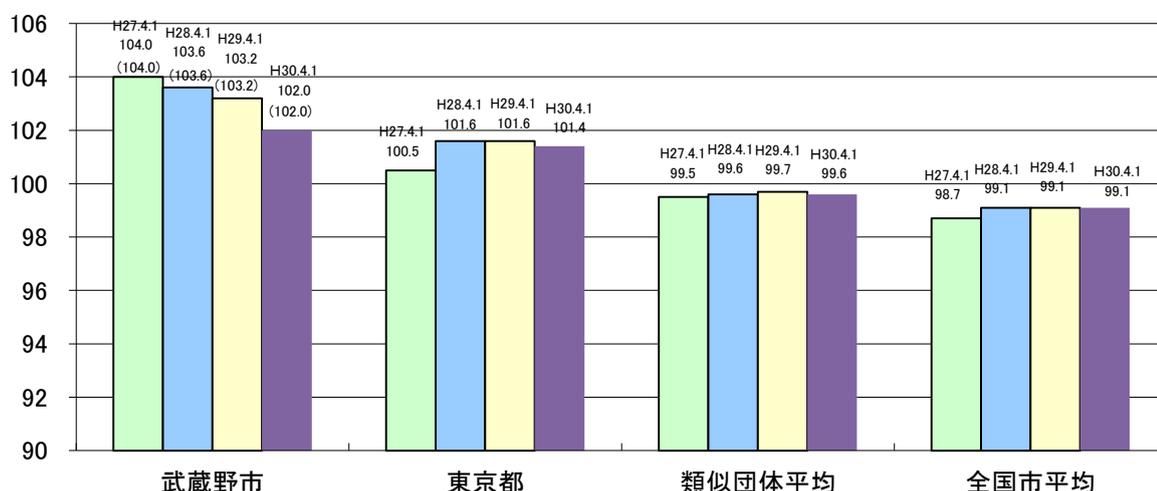
(注) 人件費とは職員給与費のほか、共済費(社会保険料事業主負担分)や、市長、市議会議員などの特別職に支給される報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費 B				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)東京都 一人当たり給与費	(参考)類似団体 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計	千円	千円	千円
29年度	人 741	千円 2,862,623	千円 1,142,386	千円 1,329,900	千円 5,334,909	千円 7,200	千円 7,526	千円 6,430

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数(事業団派遣職員及び公営企業等会計職員を除く)です。
 3 給与費については、再任用短時間勤務職員の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 () 書きの値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※平成30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

本市は、平成26年10月に東京都給料表へ移行しましたが、移行の際の経過措置の影響により、数年間は高めに推移するものの、経過措置の解消及び退職と採用等により、今後は都内各市と均衡していく見込みです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

① 給料表の見直し

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日

(内容)東京都の見直し内容を踏まえ、平均1.7%引き下げを行いました。激変緩和のため、国と同様に3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施しました。

② 地域手当の見直し

(支給割合)平成28年4月1日より、国基準16%に対し、武蔵野市においても16%を支給

(参考)

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合	平成28年度の支給割合	平成29年度の支給割合	平成30年度の支給割合
国基準による支給割合	15%	15.5%	16%	16%	16%
武蔵野市の支給割合	15%	15%	16%	16%	16%

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成30年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
武蔵野市	41.4 歳	324,400 円	439,211 円	398,651 円
東京都	41.5 歳	314,490 円	444,592 円	395,638 円
国	43.5 歳	329,845 円	- 円	410,940 円
類似団体	42.3 歳	319,873 円	405,857 円	371,004 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する 民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
武蔵野市	53.7 歳	17 人	345,900 円	435,459 円	411,118 円	-	-	-	-
うち学校給食員	53.0 歳	5 人	356,400 円	487,420 円	433,420 円	調理士	40.6 歳	301,300 円	1.62
うち自動車運転手	- 歳	2 人	- 円	- 円	- 円	自家用乗用自動車運転者	59.1 歳	278,800 円	-
東京都	49.7 歳	1,418 人	292,009 円	391,826 円	361,938 円	-	-	-	-
国	50.7 歳	2,553 人	286,817 円	- 円	328,637 円	-	-	-	-
類似団体	50.8 歳	45 人	332,400 円	391,736 円	371,947 円	-	-	-	-

(注)1 「平均給料月額」とは、職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額(A)」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、超過勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものです。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=超過勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

3 自動車運転手は該当職員が少数のため、個人情報保護の観点から非公表とします。

(2) 職員の初任給の状況（平成30年4月1日現在）

区分	武蔵野市	東京都	国	
一般行政職	大学卒	182,700 円	182,700 円	総合職 183,700 円 一般職 179,200 円
	高校卒	144,600 円	144,600 円	147,100 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成30年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	278,638 円	365,462 円	394,806 円	443,283 円
	高校卒	- 円	- 円	355,475 円	- 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円

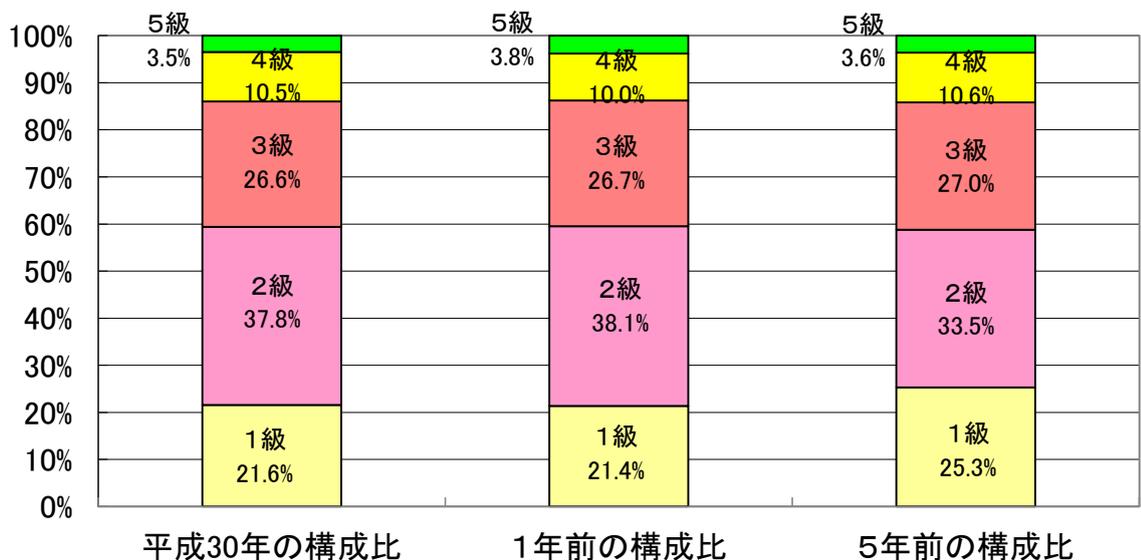
(注)記載のない箇所は当該階層職員がいない、もしくは3人以下

3 一般行政職の級別職員数等の状況

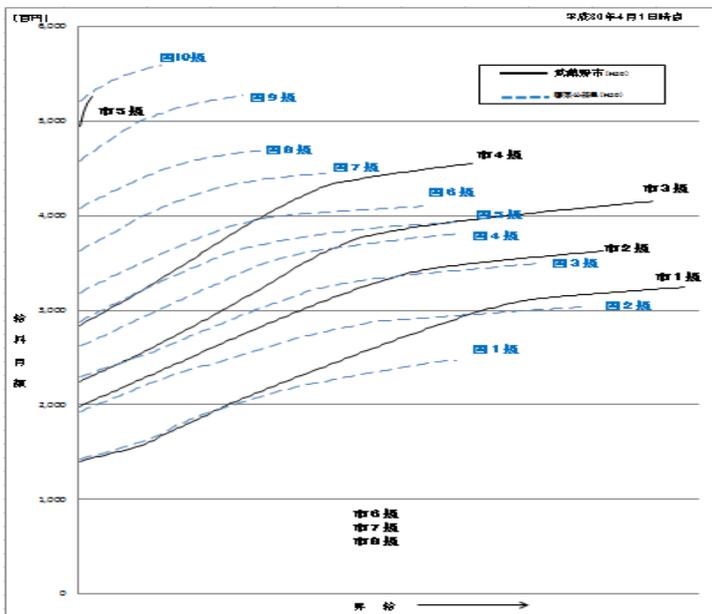
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表（平成30年4月1日現在）

区分	基準となる職務	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
5 級	部長の職務	人 23	% 3.5	円 494,000	円 494,000
4 級	課長の職務	人 70	% 10.5	円 284,000	円 455,000
3 級	係長若しくは主査又は課長補佐の職務	人 177(1)	% 26.6(3.7)	円 224,800	円 415,100
2 級	・主任の職務 ・高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	人 252(25)	% 37.8(92.6)	円 198,500	円 362,500
1 級	・定型な業務又は相当高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う職務	人 144(1)	% 21.6(3.7)	円 140,300	円 324,300

- (注) 1 武蔵野市給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 基準となる職務とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
 3 () 内は再任用短時間勤務職員数であり、職員数には含まれない数です。
 4 2・3・4級の人数には再任用フルタイム勤務職員がそれぞれ3人、5人、1人含まれます。
 5 平成26年10月1日に、1・2級を統合し、7級制から6級制に改正されました。
 6 平成27年4月1日に、3・4級を統合し、6級制から5級制に改正されました。
 7 5年前の構成は1・2級および4・5級を統合し、5級制で表示しています。
 8 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100になりません。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成30年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況 (武蔵野市)

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ (一律)	/		/	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

武蔵野市	東京都	国
1人当たり平均支給額(29年度) 1,749 千円	1人当たり平均支給額(29年度) 1,836 千円	— 千円
(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.80 月分 (0.85)月分
(職制上の段階、職務の級等による加算措置) ・職務加算 5~20%	(職制上の段階、職務の級等による加算措置) ・職務段階別加算 3~20% ・管理職加算 15~25%	(職制上の段階、職務の級等による加算措置) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況 (武蔵野市)

平成30年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○			
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○		
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ (一律)	/		/	
ロ 人事評価を活用していない			○	
活用予定時期			未定	

(2) 退職手当 (平成30年4月1日現在)

武蔵野市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.00 月分	23.00 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	30.50 月分	30.50 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	43.00 月分	43.00 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	43.00 月分	43.00 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~45%)	
(退職時特別昇給 4号給 公務上死傷病)					
1人当たり平均支給額	4,961 千円	24,805 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成29年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 (平成30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)			522,105 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)			641,520 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
武蔵野市	16 %	839 人	16 %

(4) 特殊勤務手当 (平成30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)		111 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		2,997 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(29年度)		0.76 %		
手当の種類(手当数)		4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する 支給単価
動物死体取扱手当	環境部職員	損傷の著しい動物の死体処理に従事した場合	0円	1件当たり400円
危険業務手当	総務部総務課、財務部管財課、同部施設課、環境部クリーンセンター、同部下水道課、同部緑のまち推進課、都市整備部の職員	建設現場その他の高さ10メートル以上の足場の不安定な箇所又はこれに準ずる箇所において、工事監督又は検査を行う業務	2千円	日額230円
	財務部施設課、都市整備部建築指導課の職員	高さ10メートル以上のエレベーターの検査を行う業務		
	総務部総務課、財務部施設課、環境部下水道課、同部緑のまち推進課、都市整備部の職員	酸素欠乏のおそれのある箇所において、作業又は工事監督を行う業務		
緊急出動手当	全職員	風水、火災、地震等非常時における緊急対策のため出勤し、当該作業に従事した場合	101千円	1回当たり1,500円
変死人取扱手当	健康福祉部職員	変死人の死体処理に従事した場合	9千円	1体当たり3,000円

(5) 超過勤務手当

支給実績 (29 年 度 決 算)	478,899 千円
職員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (29 年 度 決 算)	644 千円
支給実績 (28 年 度 決 算)	485,909 千円
職員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (28 年 度 決 算)	662 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、支給実績と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、再任用短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (平成30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	配偶者、父母等 6,000円 (課長級は3,000円) 子 9,000円 (16~22歳は13,000円)	異なる	配偶者、父母等 6,500円 子 10,000円 ※16~22歳の子に対する加算額 5,000円	52,488 千円	195,851 円
住居手当	世帯主又はこれに準ずる者で下記条件をすべて満たす者に15,000円を支給 ・当該年度末35歳未満の者 ・自ら居住するために住宅を借受け、家賃等を負担する者	異なる	賃貸住宅支給限度額 27,000円	14,439 千円	180,484 円
通勤手当	①交通機関利用者 運賃相当額(鉄道利用について6ヶ月定期代金を一括支給) ②交通用具利用者は通勤距離に応じて支給 ※1ヶ月あたりの限度額55,000円	同じ	-	91,429 千円	133,864 円
管理職手当	部長級 102,800円 参事級 93,500円 課長級 84,000円 副参事級 75,100円	異なる	俸給表別、職務の級別、俸給の特別調整額の区別に定められた額を支給	86,096 千円	1,025,166 円
休日勤務手当	1時間につき135/100を支給	同じ	-	- 千円	- 円
単身赴任手当	異動に伴う転居など、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活し、二重生活を送る者に30,000円を支給(距離に応じた加算額については当面支給なし)	同じ ※距離区分に応じた加算額は異なる。	-	360 千円	360,000 円

(注) ・休日勤務手当の支給額は超過勤務手当に含まれています。

・単身赴任手当は、平成28年度から新設しました。

5 特別職の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等			
給 料	市 長	1,030,000 円	(参考)東京都26市における最高/最低額 1,100,000 円 / 853,000 円		(参考)類似団体における最高/最低額 1,030,000 円 / 480,000 円
	副 市 長	865,000 円	940,000 円 / 737,000 円		880,000 円 / 481,000 円
	監 査 委 員	700,000 円	700,000 円 / 680,000 円		- 円 / - 円
	教 育 長	810,000 円	830,000 円 / 691,000 円		- 円 / - 円
報 酬	議 長	670,000 円	750,000 円 / 505,000 円		760,000 円 / 450,000 円
	副 議 長	600,000 円	680,000 円 / 450,000 円		670,000 円 / 400,000 円
	議 員	550,000 円	610,000 円 / 430,000 円		620,000 円 / 377,000 円
期 末 手 当	市 長 副 市 長 監 査 委 員 教 育 長	(29年度支給割合) 4.50 月分			
	議 長 副 議 長 議 員	(29年度支給割合) 4.50 月分			
退 職 手 当	市 長	(算定方式) 給料月額×勤続年数×400/100	(1期の手当額) 16,480,000 円	(支給時期) 退職時	
	副 市 長	給料月額×勤続年数×300/100	10,380,000 円	退職時	
	監 査 委 員	給料月額×勤続年数×270/100	7,560,000 円	退職時	
	教 育 長	給料月額×勤続年数×270/100	6,561,000 円	退職時	

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(市長、副市長及び監査委員は4年=48月、教育長は3年=36月)勤めた場合における退職手当の見込額です。
2 類似団体の金額は、平成29年4月1日現在のものです。

6 職員数の状況

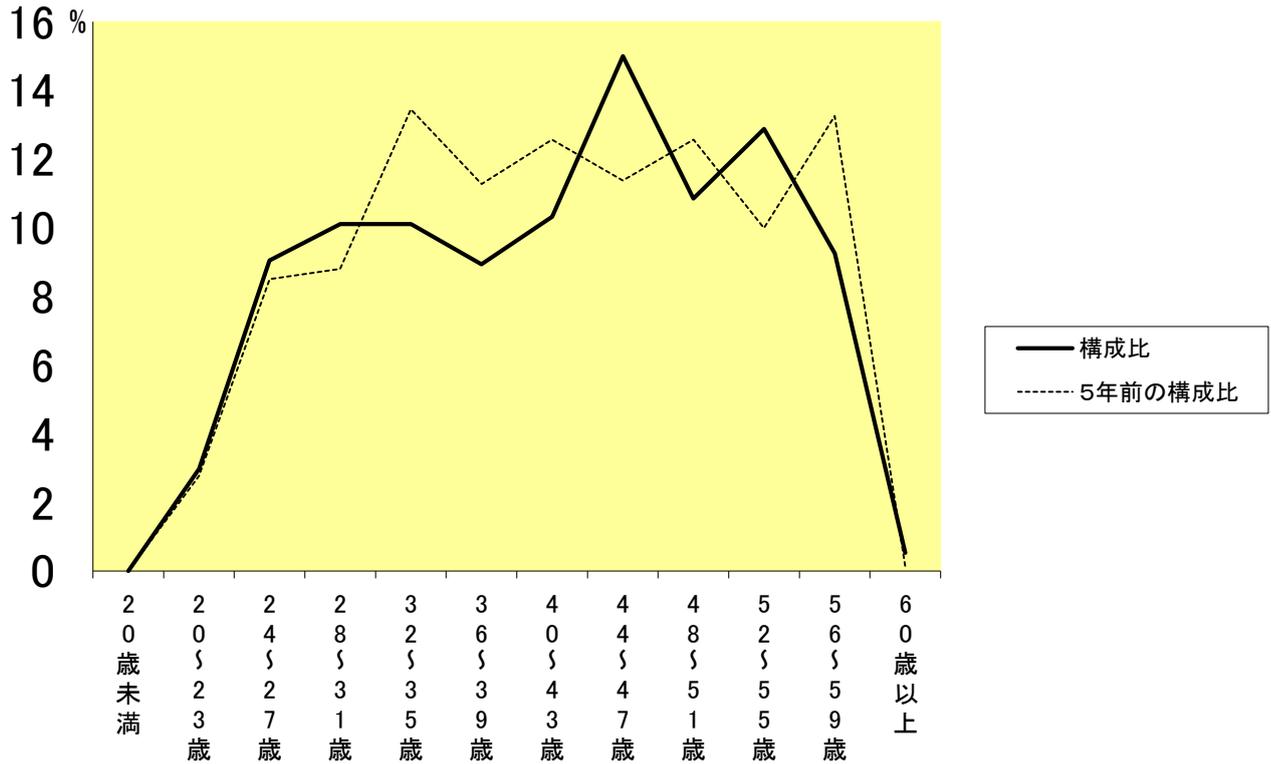
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在、単位 人)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成29年	平成30年		
普 通 会 計 部 門	議 会	10	10	0	
	総 務 企 画	220	222	2	増:長期計画策定、自治基本条例制定に向けた対応による
	税 務	59	58	△ 1	減:一時的増員の解消
	民 生	242	237	△ 5	減:臨時福祉給付金対応の終了による
	衛 生	72	77	5	増:エネルギー地産地消最適化対応、スマートシティ推進への対応による
	労 働	1	1	0	
	農 林 水 産	3	3	0	
	商 工	7	8	1	増:コンテンツ産業への対応による
	土 木	118	121	3	増:一時的増員
	小 計	732	737	5	【参考】人口一万人あたり職員数50.66人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数45.35人)
教 育 部 門	111	108	△ 3	増:給食施設整備への対応による 減:図書館指定管理化に伴う見直しによる	
小 計	843	845	2	【参考】人口一万人あたり職員数58.08人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数59.84人)	
公 営 企 業 部 門	水 道	23	20	△ 3	減:一時的増員の解消
	下 水 道	16	17	1	増:ストックマネジメント計画への対応による
	そ の 他	52	54	2	増:一時的増員
	小 計	91	91	0	
合 計		934	936	2	【参考】人口一万人あたり職員数64.33人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員であり、地方公務員の身分を有する休職、事業団への派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員等を除きます。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成30年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数平成30年	0人	29人	74人	98人	97人	93人	83人	111人	116人	101人	118人	16人	936人
職員数5年前	0人	27人	91人	93人	86人	89人	130人	128人	100人	113人	93人	0人	950人

(3) 部門別職員数の推移

(各年4月1日現在、単位 人)

区分		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
一般行政	職員数	751	747	739	732	737
	増減	9	△4	△8	△7	5
教育	職員数	109	106	108	111	108
	増減	△11	△3	2	3	△3
公営企業等会計	職員数	85	87	86	91	91
	増減	△4	2	△1	5	0
計	職員数	945	940	933	934	936
	増減	△6	△5	△7	1	2

【参考】第7次職員定数適正化計画

市では、平成7年度からの職員定数適正化計画で107人、平成12年度からの新職員定数適正化計画で145人、平成16年度からの第3次職員定数適正化計画で101人、平成19年度からの第4次職員定数適正化計画では100人、平成22年度からの第5次職員定数適正化計画では180人、平成25年度からの第6次職員定数適正化計画では116人の職員の定数を削減してきました。平成29年度から4カ年の第7次職員定数適正化計画では86人の職員の定数削減を目指します。